

海外からの ダイレクトメール「高額賞金に当選!?!」

～海外宝くじに要注意～

海外宝くじなどに当選したと嘘のダイレクトメールを送り、
当選金受け取りの手数料を要求する『当選商法』にご注意ください。
手数料の支払いにクレジットカードを利用させるケースがあります。
クレジットカードの番号を知られると、
さらに被害が拡大することもあります。

アドバイス

- 申し込んでない宝くじに当選することはありません。身に覚えのない話は無視しましょう。
- クレジットカードの番号は絶対に教えないようにしましょう。
- 海外宝くじを国内で購入すること自体が法律で禁止されています。



「勝手に送られてきた商品。どうしたらいい?」

～頼んでないものはいりません～

「カニ、好きですか?」などと電話をかけてきて、不要だと言ったにもかかわらず、商品と請求書を一緒に送りつけ、代金を請求する『送りつけ商法』にご注意ください。
代金引換で送りつけられるケースもあります。また、海産物以外に
書籍や健康商品、化粧品などを送りつけられることがあります。

アドバイス

- 必要がなければ、キッパリと断りましょう。
- 一方的に送られてきた場合、契約は成立していないので、受け取りや支払いをする必要はありません。
- もし、受け取ってしまった場合でも、受け取った日から14日間保管すれば処分できます。処分に困る場合は相談窓口にご相談してください。
- ただし、届いた商品を使ってしまったときは、購入したものと扱われるので、注意しましょう。



が増えていきます。被害を防ぐには、高齢者本人が注意するだけでなく、ご家族や周りの方
す。「声をかける」「話を聞く」などをして、みんなで高齢者を悪質商法から守りましょう。